

令和2年第6回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年6月25日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時20分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時58分

#### 委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	欠		小淵美喜夫	出

#### 議事参与者

##### 職員

局長 大野芳春  
次長 清水周二  
書記 青木智史  
書記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、中嶋安男委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和2年第6回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第32号から議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第36号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第5、議案第37号から議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ですが、議案第39号は、申請者から取下げの願いがありましたため、今回の総会では審議いたしません。</p> <p>日程第6、議案第41号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第7、議案第42号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、内田平三委員と野澤明廣委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第32号から議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第32号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第32号につきまして、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族を中心に、植木の栽培を行っております。申請地において、サクラ、シラカシ、モミジといった植木の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>なお、申請地の〇〇につきまして、案内図を御覧ください。公図上、西側の道路に接道しているように見えますが、高低差があり、進入することはできません。進入路につきまして</p>

発 言 者	内 容
	<p>は、南側の土地を進入路として利用することの同意書が添付されており、支障はないものと考えております。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p>
新井委員	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p>
新井委員	<p>6月19日に、小淵委員と關谷委員と一緒に、譲受人である〇〇さんのお宅に伺い、面談を してまいりました。譲渡人である〇〇さんは、譲受人である〇〇さんのちょっとした親戚で、 お父様が畜産業をされておりました。その方が亡くなりまして、なかなか農業もできないと いうことで、大規模に経営している譲受人である〇〇さんが購入するようなお話を伺いまし た。問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第33号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、認定農業者として、御家族とともに、米やユリ、小菊とい った切り花の栽培を中心に行っております。申請地周辺で営農しており、申請地において、 小菊の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのこと。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号 全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
議 長	<p>新井委員。</p>
新井委員	<p>6月19日に、小淵委員と關谷委員と一緒に面談に行つてまいりました。譲受人である〇〇 さんも農業を一生懸命されていますので、良いかなと思います。荒れた農地がありました が、きれいにされたみたいなので、問題ないと思います。御審議のほど、よろしく お願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第34号について事務局の説明を求めます。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族とともに、花梅やオオデマリ、マグノリアといった花木の栽培を中心に行っております。申請地東側の農地が譲受人である〇〇さんの農地で、申請地において、マグノリアの栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>6 月 19 日に、小淵委員と關谷委員と 3 人で伺いまして、面談を行いました。申請地につきましては、譲受人である〇〇さんが借りていて、植木置場になっております。これを他の方に売られても困るということで、購入するというようなお話をされていまして。荒れている畑もあったようですが、きれいにされたみたいなので、問題ないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 35 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地につきましては、これまでも住宅敷地として使用されておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取り、今後も利用していきたいということで、今回の申請に至ったとのこと。こちらは、追認の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には、始末書が添付されております。また、現在、町道部分として使われている申請人の所有地がありますが、こちらは、建設課と協議の上、道路として町に寄附す</p>

発 言 者	内 容
議長 須賀推進委員	<p>ることとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p> <p>6月20日の午前に、中嶋委員と私須賀で、面談及び現地調査を行いました。本案件につきましては、前には親が管理しており、他の案件の際に発覚するまで、知らなかったということでございます。事務局の説明のとおり、始末書を提出しているということで、後追いで申請ですが、問題ないものと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第36号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、及び、日程第5、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての議案第37号と議案第38号につきましては、関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>それでは、議案第36号、議案第37号及び議案第38号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものでございます。また、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものでございます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第36号、議案第37号及び議案第38号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>大字〇〇の□□と□□が当初の許可申請箇所であり、開発協議も行っておりましたが、許可後、業務規模が変わり、当初の計画では対応が出来なくなったため、現地は未着所のまま、□□を追加で申請し、区域の拡張を行うものとなっております。</p> <p>なお、区域が拡張したもので、再度、開発の申請が出ております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、町の条例に基づく開発協議の対象となっておりますため、開発協議の締結が許可条件となっております。</p>
議長	<p>説明については、以上です。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p>

発 言 者	内 容
須賀推進委員	<p>6月21日の午前に、中嶋委員、石田委員、私須賀で、面談及び現地調査を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。面談で伺ったことにつきましては、申請人は親子の関係です。□□が新たな案件かなと捉えておりまして、3筆宅地がございまして、本人に聞きましたら、宅地は既に取得済みであるということをつけ加えさせていただければと思います。特に問題ないものと思われまので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案ごとに採決していきたいと思ひます。議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 議案第39号は、取り下げされましたので、続きまして、日程第5の議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第40号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページを御覧ください。 それでは、議案第40号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 今まで使用していた資材置場が、所有者の都合により返却してしまっており、業務に支障が出ていることから、新たに継続的に資材置場を利用できるよう申請地を買い取り、資材置場にしたいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、こちらにつきましては、町の条例に基づく開発協議の対象となっているため、開発協議の締結が許可条件となっております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。</p>

発 言 者	内 容
須賀委員	<p>6月20日の午前に、中嶋委員と私須賀で、面談及び現地調査を行いました。現地につきましては、かなり荒廃しておりまして、近隣でもかなり迷惑していた状態でございます。ですから、これを整地して、資材置場として利用するのであれば、特段問題のないものと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第41号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第41号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページから9ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第41号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下8人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下20人です。</p> <p>合計58筆で51,342平方メートル、そのうち、田が、10筆で5,127平方メートル、畑が、48筆で46,215平方メートルです。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第42号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたしま</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>す。</p> <p>それでは、議案第 42 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 10 ページから 11 ページを御覧ください。</p> <p>それでは、議案第 42 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>本町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区に加え、昨年度、用土地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議をいただきました、議案第 41 号の農用地利用集積計画の整理番号 52 から 58 に関して、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借受けました。その借受けた農地を、借受け希望者に貸付けるのが、この農用地利用配分計画でございます。借受ける該当農地につきましては、10 ページを御覧いただければと思います。11 ページについては、赤枠で囲われている農地が、今回の配分計画の農地でございます。借り受け希望者である〇〇が耕作をする予定となっております。</p> <p>面積、集積率に関しましては、今回、畑 7 筆、15,638 ㎡が追加となり、今まで集積された面積も合計をしますと、167,029 ㎡で、集積率は 17.27%となります。</p> <p>なお、御承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付いたしまして、その後、農地中間管理機構内での決定を経て、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p> <p>委員さんから、何かございますか。</p>
関谷推進委員 議長	<p>ちょっとお尋ねいたします。</p> <p>関谷委員。</p>
関谷推進委員	<p>39 号議案が取り下げられたそうですけど、分かっている範囲で構いませんが、理由を教えてくださいいただければと思います。</p>



発 言 者	内 容
事務局 議長 事務局	<p>はい。            事務局。            それでは、御説明させていただきます。こちらにつきましては、資力の証明に不備があったため、本人から取り下げがございました。</p>
関谷推進委員 議長	<p>分かりました。            他にございますか。            (委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。            事務局から1点、御連絡を申し上げます。            次回の総会の関係でございますが、7月27日月曜日の午後1時30分からお願いいたします。繰り返します。7月27日月曜日の午後1時30分からお願いいたします。            以上、よろしく申し上げます。</p>
議長 事務局長	<p>それでは他に無いようですので、令和2年第6回総会を閉会いたします。            御協力ありがとうございました。            (起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>内田平三委員      野澤明廣委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年6月25日</p> <p>議 長      室岡重雄</p> <p>委 員      内田平三</p> <p>委 員      野澤明廣</p>